（事件受理の申立理由書・法第四百六条）

第二百五十八条の四　申立人は、第二百五十八条の二第二項の規定による判決書の謄本又は判決書の抄本の提供を受けたときはその日から、同条第一項ただし書の場合には第二百五十七条の規定による申立てをした日から十四日以内に理由書を原裁判所に差し出さなければならない。

［２　略］

３　第一項の理由書には、相手方の数に応ずる謄本及び原判決の判決書の謄本又は判決書の抄本を添えなければならない。

４　前項の規定は、第二百五十七条の規定による申立てを第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（申立書の送付等・法第四百六条）

第二百六十条　原裁判所は、第二百五十八条の四第一項の理由書及び添付書類（電磁的記録を含む。）を受け取つたときは、前条の場合を除いて、速やかにこれを第二百五十八条の申立書と共に最高裁判所に送付しなければならない。

［２　略］

（事件受理の決定の効力等・法第四百六条）

第二百六十三条　［略］

２　前項の理由書の謄本（第二百五十七条の規定による申立てが第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイルに記録されている理由書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている理由書に記載すべき事項を記載した書面）を相手方に送達する場合において、第二百六十一条第一項後段の規定により排除された理由があるときは、同時にその決定書の謄本又はファイルに記録された決定書に係る電磁的記録をも送達しなければならない。

（少年鑑別所への送致令状の記載要件等・少年法第四十四条）

第二百七十八条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第四十四条第二項の規定により発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十条第一項各号に定める事由、収容すべき少年鑑別所、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに請求及び発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　当該令状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二　当該令状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（第三項において準ずることとされる法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から令状を消去する措置並びに令状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

（事件受理の申立理由書・法第四百六条）

第二百五十八条の四　申立人は、第二百五十八条の二第二項の規定による謄本又は抄本の交付を受けたときはその日から、同条第一項ただし書の場合には第二百五十七条の申立てをした日から十四日以内に理由書を原裁判所に差し出さなければならない。この場合には、理由書に相手方の数に応ずる謄本及び原判決の謄本又は抄本を添付しなければならない。

［２　同上］

［新設］

（申立書の送付等・法第四百六条）

第二百六十条　原裁判所は、第二百五十八条の四第一項の理由書及び添付書類を受け取つたときは、前条の場合を除いて、速やかにこれを第二百五十八条の申立書とともに最高裁判所に送付しなければならない。

［２　同上］

（事件受理の決定の効力等・法第四百六条）

第二百六十三条　［同上］

２　前項の理由書の謄本を相手方に送達する場合において、第二百六十一条第一項後段の規定により排除された理由があるときは、同時にその決定の謄本をも送達しなければならない。

（少年鑑別所への送致令状の記載要件・少年法第四十四条）

第二百七十八条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第四十四条第二項の規定により発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十条第一項各号に定める事由、収容すべき少年鑑別所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに請求及び発付の年月日を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［新設］